

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

蕨 市 長 頼 高 英 雄

蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蕨市国民健康保険税条例（昭和 29 年蕨市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5 千円」を「54 万 5 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の蕨市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。